

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月14日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第7号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則
香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（県税事務所の長の報告） 第5条 略 <u>（1）～（3） 略</u> （第2次納税義務者に対する通知書の様式） 第5条の2 <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第11条の規定による通知書は第19号様式の2による。</u>	（県税事務所の長の報告） 第5条 県税事務所の長は、次に掲げる場合にあつては、その事由発生の都度知事に報告しなければならない。 <u>（1） 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第13条の2第1項の規定によって県税の繰上徴収をしたとき。</u> <u>（2）～（4） 略</u> （第2次納税義務者に対する通知書の様式） 第5条の2 法第11条の規定による通知書は第19号様式の2による。

第2号様式から第4号様式の2（その7）まで、第6号様式から第8号様式の2まで、第19号様式の2、第19号様式の6、第19号様式の7、第19号様式の10、第38号様式（その1のイ）から第39号様式まで、第46号様式の3（その1）から第46号様式の5まで、第47号様式（その1）から第47号様式（その3）まで、第48号様式（その1）から第48号様式の2まで、第65号様式、第96号様式（その1）、第96号様式（その2の1のロ）、第96号様式（その2の2のロ）、第96号様式（その4）、第96号様式（その5のロ）から第97号様式（その2のイ）まで、第97号様式の2から第98号様式（その2のイ）まで、第99号様式、第100号様式の2（その1）、第100号様式の5（その1）、第100号様式の5（その2）及び第100号様式の7中「書面で」を削る。

- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第5条の2の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
 - 改正前の香川県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。